

1 1 . 税制改正の概要と市税収入及び税連動交付金等への影響

(単位 千円)

概要	改正年度	影響額(調定額ベース)			
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
個人市民税	防災施策に要する財源確保の終了 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律施行に伴い、平成26年度(2014年度)分から令和5年度(2023年度)分の均等割税率500円を加算していたが、その期間が終了する。	平成23年度 (2011)	-	144,074	144,121
	民法改正に伴う未成年者の非課税措置の改正 令和4年(2022年)4月1日施行の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、未成年者の非課税措置の対象年齢も同様に引き下げられた。	平成30年度 (2018)	7,581	7,581	7,581
軽自動車税	種別割のグリーン化特例の延長 令和5年度(2023年度)税制改正において現行制度が令和8年度(2026年度)まで3年間延長される。なお、乗用の営業用車両(25%軽減車両に限る)は令和7年度(2025年度)まで2年間延長される。 平成30年(2018年)4月1日からグリーン化特例により燃費基準達成度に応じた軽減措置(令和元年度(2019年度)まで2年延長)がとられた。軽減期間内に新規取得される四輪車等に対する翌年度からの措置 (例) 軽四輪自家用乗用車 10,800 5,400円(50%軽減) 軽四輪自家用貨物車 5,000 2,500円(50%軽減) 平成31年度(2019年度)税制改正において令和3年度(2021年度)まで2年間延長された。なお、電気自動車等に限り令和5年度(2023年度)まで軽減措置が継続されている。 令和3年度(2021年度)税制改正において対象区分の重点化及び基準の切り替えが行われた。	令和5年度 (2023)	1,921	1,964	2,008
固定資産税	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するための特例措置 令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までに取得した先端設備等について、固定資産税の課税標準額を3年間ゼロとする。	令和2年度 (2020)	15,952	16,030	8,950
	中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置 物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るための特例措置 一定の条件を満たした機械・装置等に係る固定資産税の課税標準額について、令和7年(2025年)3月31日まで、最初の3年間を価格の2分の1とする。ただし、給与等支給額の引上げを労働者に表明した中小事業者等については、次のとおりの課税標準額とする。 ・令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までに取得 最初の5年間価格の3分の1 ・令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに取得 最初の4年間価格の3分の1	令和5年度 (2023)	-	4,829	10,108
森林環境譲与税	譲与税の見直し 譲与税は令和元年度(2019年度)に創設 森林環境税は令和6年度(2024年度)から導入される。森林環境税(国税)の創設に伴い、森林資源の適切な管理のため、市の森林面積に応じて交付される。 個人住民税(均等割)に上乗せする形で、1人当たり年1,000円が賦課・徴収される。 【参考】令和6年度(2024年度)288,147千円(調定額見込) また、令和6年度(2024年度)までに譲与する森林環境譲与税に地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用できることとし、予算措置を前提に、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの各年度の譲与額を見直す等の所要の措置がとられる。	令和元年度 (2019)	78,710	96,598	96,598